

令和3年7月定例教育委員会 会議録

7月定例教育委員会を令和3年7月27日（火）午前9時30分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保
委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 中村教育部長 長瀬子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 高木主幹 山田統括主査
長谷川指導主事

【文化スポーツ課】 山本課長

【歴史まちづくり課】 中村課長

【子ども未来課】 上原課長

記録者 学校教育課 和泉

傍聴者 0名

◆次 第

- 1 開会
 - 2 教育長報告
(臨時会及び前回会議録の承認)
 - 3 付議事件の審議
 - 第19号議案 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について
 - 第20号議案 令和4年度使用小中学校用教科用図書の採択について
 - 第21号議案 犬山市民展審査会委員の委嘱について
 - 4 通信及び請願
 - 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (3) 多子・多胎世帯に対する子育て支援事業について
 - (4) 市有物件売払について(四季の丘土地売払事業)
 - (5) 8月・9月行事予定表について
 - (6) いじめ防止に向けて
 - 6 自由討議
 - 7 その他
 - 8 閉会
-

◆議事内容

<p>教育長:</p>	<p>開 会</p> <p>ただ今より7月定例教育委員会を開催します。</p>
<p>教育長:</p>	<p style="text-align: center;">教育長報告</p> <p>皆さんおはようございます。数日前から蝉の声が妙に大きく響いて耳に届くわけでありましてけれども、いよいよ夏本番だなという気持ちと、短い命を精一杯鳴いて、生きた証を残そうとする蝉の姿に何となく哀愁を感じるわけでありましてけれども、そんな中、いよいよ東京オリンピックが開催をいたしました。開始早々、日本勢の活用が光る、そんな場面が随所に見られまして、テレビから目が離せないというような毎日が続いているところでございます。コロナと厳しい暑さとの中での大会ではありますけれども、始まったからには、すべての人にとって、やってよかったと思えるような、そんな素晴らしいオリンピックになることを願っているところでございます。</p> <p>一方、幼稚園、小学校、中学校については、無事夏休みに入ることができました。中学校は部活動の大会で、東海大会、県大会、まだ今日も戦いが続いている中でありましてけれども、犬山の子供も達、本当に頑張っております。それぞれの学校のホームページをご覧くださいと、その様子がおわかりいただけるのではないかなと思っております。小中学校は、タブレット端末を家庭に持ち帰って、家庭での学習支援の可能性を最大限探っていただくように、学校にはお願いがしてあるところであります。このタブレット端末の活用につきましては、家庭へ持ち帰るのは5月の連休前に一度ありましたが、それも1日だけ持ち帰ったわけでありまして、長期に渡って家庭に持ち帰るとするのは初めての試みでございます。いきなり十分な活用を図るということは非常に難しいと承知はしているわけでありまして、学校での学習支援に限らず、家庭での学習支援のツールとして、活用の幅を少しずつ広げていけたらいいなと考えているところであります。このグーグルクロム (Google Chromebook) の活用につきましては、7月21日水曜日に犬山中学校で、今後8月20日金曜日に城東中学校で、それぞれこの2つの会場で40名程の教職員を対象にして、1日6時間という長時間にわたる研修会を計画しております。まずは先生方にどんなことができるのかということ、理解を深めていただく、そんな場を設けるところであります。</p> <p>今日の議案であります。例月と比べると幾分、数が少ないという感じでありまして、できる限り効率よく充実した会をできるように努めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。なお、今、先月の定例会と臨時会の会議録が回っておりますので、またご署名の方をお願いしたいと思います。ただいまから7月定例教育委員会を始めさせていただきます。それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
<p>教育長:</p>	<p>第19号議案</p> <p>第19号議案「愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確</p>

	認について」、事務局お願いします。
長谷川主事：	この案を提出いたしますのは、平成26年4月16日に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことを受け、文部科学省から、市町村を単位として柔軟な採択地区の設定が可能になることを踏まえ、採択地区に関する意向調査があったからです。このことにつきまして、愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認につきまして、犬山市教育委員会の意向を別紙のように提出させていただいてもよろしいでしょうか。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長：	<p>現在ですが、この地区は尾張西部ということで、犬山、江南、岩倉、大口、扶桑の3市2町の丹葉地区と、一宮市と稲沢市と、これだけの枠組みの中で、教科書の採択協議を行っています。基本的には市町村の単位でやれないことはないのですが、例えば、1つの教科の教科書を採択するについては、3人から5人ぐらいの人間が必要です。そうすると、例えば8教科9教科、特に中学校社会科については、地理歴史公民と3つの分野に分かれていまして、これもそれぞれに人間がいりますし、地図は地図で人間がいるということで、非常にたくさんの要員が必要になってくるわけでありますが、それを例えば、犬山或いは丹葉という狭い地区から委員を選出するのは非常に難しい状況ですので、ずっとこのところ、丹葉と一宮と稲沢の大きな3つの地区で、この協議をしているところです。一応この原案としては、採択地区は今の枠組みを維持していく、見直しを希望しないということで、提案がされています。いろんなそんな事情もあって、そういった採択地区となっているわけです。今のままいきたいということでもありますけれども、これについて何かご意見ご要望ご質問等があればお伺いしていきたいと思っております。特によろしいですか。</p> <p>では、第19号議案「愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員：	異議なし。
教育長：	<p>異議なしと認めます。皆さん特にご異論はないという確認をさせていただきましたので、事務局からの提案どおり、教科用図書採択地区の見直しを希望しないという、犬山市教育委員会としての決定を報告させていただくことにいたしますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>続いて、第20号議案の審議に入ります。</p>
教育長：	<p style="text-align: center;">第20号議案</p> <p>第20号議案「令和4年度使用小中学校用教科用図書の採択について」、事務局お願いします。</p>
長谷川主事：	この案を提出いたしますのは、尾張西部教科用図書採択協議会の選定に基づいて、令和4年度使用小中学校用教科用図書の採択をする必要があるからです。初めに、尾張西部教科用図書採択地区協議会につつまし

	<p>て、これまでの経緯を報告いたします。本年度、尾張西部教科用図書採択地区協議会が、第1回は書面開催され、慎重な検討がなされました。7月8日に開催された第2回尾張西部教科用図書採択協議会では、令和4年度使用中学校用（社会科歴史）の教科書につきまして、詳しく協議がなされました。審議の経緯は、資料の議事録に示したとおりです。その結果、東京書籍の教科用図書を使用するというので、選定結果を各市町教育委員会に報告していただく運びとなっております。また選定の理由につきましては、事前に配布させていただきました選定理由及び選定資料のとおりです。なお、江南市、一宮市、稲沢市の教科書展示会場では、6月4日から7月1日の期間中、合計433名の来場者がありました。意見書は25通で、社会の歴史認識についての意見が多く寄せられておりました。また、別紙1に令和4年度使用小中学校図書、別紙2に令和4年度使用中学校教科用図書の一覧が載せてございます。令和4年度につきましては、小学校中学校（社会科歴史を除く）ともに改定の年ではございませんので、令和3年度使用教科用図書と同じ教科書を使用するものでございます。以上、概要を説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>教育長：</p>	<p>現在、中学校で使用している教科書であります。昨年度、教科書採択の事務作業がありまして、資料の14ページのような教科書会社の教科書を、現在使用しているわけでありまして、この中学校の歴史的な分野については、自由社という教科書会社の教科書が新たに検定に合格をしたということで、これも含めた上で、再度採択をなさいたいということでもありますので、その採択の関係の仕事があつて、これも含めた検討をした結果、最終的に今年度使っている東京書籍の教科書を継続して使うというような結論になったわけです。基本的には、この教科書は一度採択をすると、4年間同じ教科書会社の教科書を使います。ただし、毎年毎年確認の採択、この教科書を使うと市町村の教育委員会で協議をなさいたいということになっております。今回、来年度使用する中学校の社会科歴史的分野での教科書については、自由社という教科書会社の教科書が新たに検定に合格したので、採択に加えて、再度、協議をしてくださいたいということで、作業を進められたわけでありまして。その結果、自由社が加わったけれども、この尾張西部では、今年度に引き続いて東京書籍の教科書を使用するということが決定をされたということでもありますので、これについて、犬山市の教育委員会でもそれでいいということであれば、お認めをいただいて、また、その旨、報告を上げていきたいと思っておりますけれども、これについてはどうですか。ご意見がもしあればお伺いします。</p>
<p>田中委員：</p>	<p>審議の結果については、適切に審議していただいたと思っておりますけど、いくつか確認したいことがあります。19号議案は承服しているところですが、この意向確認というところが承認された上で、この協議会が開かれるという流れではないのか。要は採択地区協議会の審議という</p>

	<p>のは、この意向確認と同時にできるのか。この採択をするために、この採択地区の規模を必ず確認する。要は19号と20号はセットなのかというところの確認と、もう1点が昨年度、中学校の全教科について、採択の承認をしたところですけど、これは検定教科書というのが出る度に、教科書検定のその文科省の申請というは締め切りというのではなくて、出ればその都度、毎年度審議していかなければいけないのか。その辺りの制度のところを確認したいです。</p>
長谷川主事：	<p>1点目は、適正規模化の承認が先か、協議会か先かというような質問でよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、実は今年度、県の方から適正規模化の通知のほうがありましたのが、昨年度より少し遅い時期でしたので、昨年度は、こちらの適正規模化のこの教育委員会の審議の方が確か6月だったかと思われま。6月にこちらの方を実施して、それから、7月に先ほどの20号議案の教科書採択の方の審議が実施ということでした。</p>
教育長：	<p>これは今回はセットではないです。要は何かというと、この教科書の検定というのは、自由社というのは、去年の段階では検定に合格していませんでした。改良を加えて、やっと文科省の検定に合格したということで、新たに選択の一つに加えなさいということになったものですから、これを含めたところで、あえて今回は、採択事務を行ってきたということです。ですから、例えば、また今年新たな教科書会社が出て、これが文科省の検定に合格をすれば、また、これを含めたところで、再度、教科書の採択事務をやるようにという指示が出ると思います。今これ枠組みというのは、尾張西部という一宮と稲沢と丹葉。犬山だけ、或いは丹葉だけ他の教科書会社の教科書を使いたいとなると、もうこの教科書には国庫の補助が出ません。だからそれを覚悟で、採択をするならしなさいよと。ただしこの枠組みの中で、一宮、稲沢と丹葉地区がこの教科書を採択しますという、同一歩調ができた場合については、教科書については無償給付をします。例えば、一宮だけとか稲沢だけとか、うちはせっかく新しい教科書が検定が受かったからこれを使いたいというなら、使うなら使っていていいよ。ただし、これについては、尾張西部から外れたところだから、自分の市町で負担をしてくださいねという扱いになってきます。検定制度は今のとこですよね。だからその都度です。検定があったら、合格をすればこれを含めた上で、採択事務を行うし、今、地区と犬山の関係であります、尾張西部と犬山ですよね。これ丹葉地方教育事務協議会という一つの枠組みがありますので、本来は市町村の教育委員会でやらなくてはいけないことが、教員の人事だとか、教科書の採択だとか、或いは研修については、あまりにも犬山単独でやりきれない部分があるということで、3市2町が丹葉地方教育事務協議会という協議会を作って、そこで共同事務を行っているということでありまして、教科書はさらにもっと広い範囲での尾張西部地区という枠組み</p>

	で、事務を行っているということです。田中委員のご質問に十分答えられたかどうかわかりませんが。
田中委員:	新しい中学社会の採択の検討をしているのと同時で、別々で、しかも時期的には同じくして、この意向調査の確認が来たという、そういう理解でよろしいですか。わかりました。これは、採択制度の中の一環として毎回あるわけではなくて、県教委からそういう意向の調査があったということです。
教育長:	はい。これについてはそうですね。何か他にどうですか。
田中委員:	その上で毎回その採択の時に意見をしているものですが、1つは、ここの採択をする時に、共同採択ということで異なるんですけども、開かれた教育ですね、その教科書というのは、もちろん慎重に検討して採択する必要があるのは十分理解しているところですけど、ただ、その過程、或いはその結果も含めてですけど、市民であったり、保護者であったり、一般にもう少し開かれた制度がどうしてもできないのか本当に疑問で、今回も県が教科書展示会を主催していると認識していますが、その時にこの近辺であれば江南市で展示会がある。どうして市内で閲覧する機会が与えられてないのかというのは非常に疑問でして、例えば犬山だけでも、図書館に展示するなり、或いはその図書館に採択された教科書、或いは採択されなかった教科書も含めてですけど、事後的にでもいいので、例えば図書館に、今こういう教科書が世の中にあって、本市はこういう教科書を採用していますというコーナーを作るとか、もう少し教育の実施状況というものを広く周知していく機会を持ってないか。最低でも図書館に配架する、プラス各学校の図書室に配架したりとか、保護者が手に取れるようなところに置いておいたりとか、実際それをどれぐらい手に取って、関心を持ってみていただけるかは別ですけど、少なくとも最低の条件として、そういう整備は行政としてやっていく必要はないのかなと感じるところです。加えて、毎回協議会の議事録の中で、展示会でこのような意見感想が何通ありましたというものがありますけども、可能であればその内容のコピーのようなものがあれば、どういう方がどういう意見を言っているのかというのが、参考までに見ることができればと思います。審議して承認する立場ですので、実際どういう意見が出てどういう状況なのかを含めて、知ることができればと思いますので、資料があれば事後で結構ですので、見ることができればと思います。もう1点は、これも毎回言っていることで、「学びのまち」であれば、或いはこの主体的で対話的な学びというところを、もちろん国として目指しているところで、犬山としてどうするかと言った時に、決まった教科書を決まっているからそれを使うという教員のスタンスではなくて、もう少し教員が専門的な立場で、責任を持って主体的に自分達が選ぶ。主たる教材ですから、責任を持って自分達が使うものを、選択する権限までは、どう権限というのを整理するかというところは難しいですけども、この展示会の中で一般市民からご意見感想を述べる機

	<p>会があるのであれば、学校の教員に対して何か意見を述べる機会であったり、意向を調査するとか、参考意見として採択事務協議会にあげる仕組みであるとか、先生方が忙しいのはよくわかりますけど、その主たる教材を選択する責任というのは、多忙化の中でも削るべきではないし、むしろ組み込んでいかなければいけないものだと思いますし、違いがあるにせよないにせよ、自分達はこういうものを自分達で選んだ教材ですということを、保護者や市民に対しても責任を持って示す上で、自分達もちゃんとこれはプロセスとして、この教科書を選んでいきます、だからこれを使っていますという、おそらくそういう説明ができないと思います、勝手に決まったものを勝手に使っているというだけでは。だから、その辺りの専門家としての教員の主体性というものが、もう少し反映されるような制度にすべきだと思うので、毎回言っていますがなかなか変わっていないので、その辺りどのように、むしろ現場の先生方がどう思われているのか、もう少し主体的に責任を持ってほしいと思います。</p>
<p>教育長：</p>	<p>ご意見として承りたいと思います。例えば、昨年度、中学校の教科書が、犬山市の教育委員会に並ぶほどきました。これはご覧をいただいたはずです。丹葉地区としては、江南市に丹葉の展示会場を置いてご覧をいただいている、意見を聞く場所がありましたが、犬山市は犬山市で教育委員会の入口のところに机を並べて、教科書を展示しました。ですから犬山市としては、場所は別としても、教科書を見ていただく機会は作ったつもりであります。じゃあ、なぜそれが図書館ではなかったのとなるかもしれませんが、結局、犬山市教育委員会は教育委員が7人なので7部きます。そうすると、皆さん方にお渡ししなくてもいいということであれば、あちらこちらに展示できないことはないです。ただし、今回の例えば自由社のように、ここは全く僕らのところには教科書が届いていないです。ただ、採択する細かな作業する先生方のところにはこれがあるものですから、比較ができますけど、僕らも自由社の教科書を見ていないです。だから教科書会社も、ぜひうちを使ってくださいということで、あちこちにばらまくことはされてみえない部分もあるのです。だからその辺難しいですけれども、限られた部数であるということや、展示会場は、丹葉では江南市が窓口になっているということと、一番真ん中辺りだということですね。それから、教員でもいろんな意見があると思います。例えば8社の教科書を見て、俺はこれが好きだ、あれが好きだというのはあると思います。でも最終的には、1つの教科書会社の教科書を決定しなければいけない状況です。だから、この採択のための資料作成は本当に大変な作業です。先生方全部、すべての見本教科書に目を通して意見を書いて、どれがいいか希望を出せと言われても、なかなかこれだけの作業というのは、お一人お一人では難しいですね。これは犬山市でも難しい。丹葉でも難しい。だからもっと大きな枠組みで、一宮、稲沢、丹葉という広い地区での作業になるわけです。もし希望される方があれば、個人的に全部目を通していただいて、ご意見を出してい</p>

	<p>ただいいでもいいですけども、こういう意見が出たからその教科書を採択しましょうかということには多分なっていないだろうと。だから、これについては公平なところから、委員の方をどの地区からも満遍なく出していただいて、より広い視野でより深く研究をしていただいて、こういった採択のための資料を作っていただいて、これを基にして、また別の組織で決定をしていきます。多分周りから見ると、秘密裏に行われているというふうに思われてしまいます。一番危険なのは採択する人間と教科書会社が繋がっているというのが一番いけない。他県で一度ありました。教科書会社が採択する人間達を接待して、飯を食わせて、しかも、旅費か何か余分に払って、それでその教科書が選定されてしまったことがありました。それから、もう一つは、ある市で、こういった公正な採択事務を行ったのに、教育長の一声で教科書会社が変わったということで、いわゆる教育長が教科書会社と繋がっていたのではないかとという疑惑が持たれたことがあります。ですから、そういった疑惑を少しでも持たれない。ではどうしたら公平性なのか、公開すればいいのかということですが、公開すれば公開したで、返って心配な部分が出てくる。秘密裏にやれば、その部分は守れるにしても、透明性がないのではないかとという批判を受けることになってしまうわけであります。どういう方法がいいのかわかりませんが、田中委員のようなご意見を持たれる方もいるということは、どこかでまたお伝えをしたいと思います。それから、実際に教科書を見られた展示場へ行かれた方のご意見を私も見ました。いろんなご意見があります。あれはオープンにはしてないですが、例えばお借りすることが可能であれば、田中委員がご覧になりたいということですので、お借りしてください。</p>
<p>長谷川主事：</p>	<p>わかりました。お借りするようにします。</p>
<p>教育長：</p>	<p>十分お答えができたかどうかわかりませんが。</p>
<p>田中委員：</p>	<p>採択の決定権限という話ではなくて、あくまでも教科書、教材を選ぶ時に、現場の先生達の意向を聞くということです。やっぱり、採択されて使い始めてからこれは構成としてやりにくいというのは、絶対これはあります。この教科書会社とこの教科書会社、こういう構成が違って、こういう時に使いやすい、こういう時に使いにくい。そういうところも含めて、それは学校の先生の力量形成だと思います。ですから、先生方がどうかわかりませんが、どれを使っても同じだという感覚であれば、僕はそれ間違っていると思って、どう違うのかとかそういうところも含めて研修の一貫として、教科書の違いなり、どういう教科書にするか、どういう教科書を選ぶかというのは、責任を持つべきだと思いますし、その意向調査です。先ほどの19号議案と一緒に、権限があるなしではなくて、あくまでもどう思いますかと市民に意見感想を聞いているのと同じです。一般市民と学校の先生が同じ文書を書いても、やっぱり専門家としての意見は重いと思いますので、審議をする時に、その</p>

	意見というのは、やっぱり意向としてある程度含まれなければいけないと思いますし、そういう学校の先生をここに何らかの形で関与できない理由が、私にはよくわかりません。それで現場の先生が納得して、勝手に決まっているものでやるしかないよねという感覚なのか、決めてもらったほうが楽という感覚なのか、よくわかりませんが、その辺りどう思われているのかというところは、むしろ学校の先生に聞いてみたいと思います。
教育長:	どの教科書も一緒というわけではないですね。ここでご覧をいただくとわかりますが、それぞれの教科書会社が、特色を持った編集の仕方をしています。ですから、こういった代表者ではありますけれども、どの教科書がどういうふうに編集していて、いい部分もよろしくない部分もこういった形で比較をしているわけです。ですが、これがすべてではないです。ではこれが誰にでもみんなに合うかといったら、これは教科書を調べた人間達の、ある面から考えれば主観ですよ。ですから田中委員がこれを見られて、自分はまた違う感想を持たれるかもしれない。だから全部違うものですから、いろいろな場で一人一人の先生方が、自分達が使う教科書の意見を言えないことはない。もし言いたい方がみえれば、江南市の展示場へ行って意見を書いていただければ、その意見は届く仕組みにはなっています。
田中委員:	それは、市民と同じレベルですので、学校の先生はやっぱり立場が違うわけです。
教育長:	先生は先生ですが、実際にこの丹葉地区で江南市で展示会が行われているので、そこへ足を運んでいただければいいですし、犬山市の教育委員会に来ていただければ、見ていただけます。われわれに意見を預けていただければ、採択事務の機会へ持っていきますので、全く先生方の考えを聞かないで教科書を選んでいるということはないです。先生方にも、市民向けにも、ここで展示がしてありますので、関心がある方をご覧くださいということを行っています。
田中委員:	それはわかります。ですが、それは市民と同じ立場としての用意がされているだけであって、それは教員としてどう思われますか、確認してみてくださいという場ではないので、それはまた別です。
教育長:	要は、教科書の部数が、無数にあればいいのですが、限られた部数ですから、例えば小学校だと10校に、7部分の教科書しかきてないとすると、それは難しいわけです。だから、例えば犬山市の場合であれば、教育委員会に来ていただければ教科書をご覧いただけます。先生も見ていただけます。市民の方も見ていただけます。別に犬山市の教育委員会に来なくても、江南市に行ってもありますよ。ご覧いただいて意見があったら出してください。だから、何も大きな問題はないと思います。
田中委員:	物理的に無理というのは、それはそれで説明としてはわかりますけど、市役所にしかないから市役所に見に来てくださいということですよ。

	と、当然先生方は忙しいので、こちらからそういう機会をちゃんと作らないと、そういうことは進まないだろうと思います。例えば、1週間毎なり2週間毎なり、学校に置いておく期間を設けるなど、何か仕組みを作るといふ検討はできないかと思います。
教育長:	方法は別として、すべての先生方が1度は見ていただけるように、教育委員さんのご意見があったので、教育委員会に置いているけれども、学校に回せるかどうか、部数の関係があるのでわからないけど、伝えたいと思います。
田中委員:	今回はその自由社というのは、教育委員会にも見本がきてないですか。
教育長:	僕は見てないです。展示会には出されていて、これに対する意見がいろいろ書かれています。
田中委員:	物理的にやはり無理なのはよくわかります。ただ、例えば今回新しく再選定しなさいということ言っておきながら、その現物が教育委員会にもきてないというのは、制度上の問題で市の問題ではなくて、それは県教委なり文科省なり、最低限制度的に教科書会社に用意させるべきなのではないですか。そうでないと、まともに我々見ることもできないです。
教育長:	教科書関係者が、たくさんの部数を県の方に配布してないと思います。だから県としても、最低限の事務の扱いができるようにしかされてない。だから、ここにもきていません。田中委員のご質問に、お答え十分できたかどうかわかりませんが、他に何かありますか。
教育長職務代理者:	デジタル教科書ができたので、ここの中の印刷増本もしくはこの下でも、デジタル教科書としての仕様としてはどうかという確認項目も、増やしていただけるようにご要望いただければと思います。今後、今までの本として使うだけでなく、特に社会ですと、そういったものを投影したりするものが非常に多いかと思っております。
教育長:	今年については、国が、市町が手を上げれば、1教科に限定してデジタル教科書を全部の子ども達のパソコンに入れると。犬山は楽田小学校と城東中学校が手を上げてまして、楽田小学校は算数、城東中学校は理科だったと思いますけど、それぞれ試しにやっています。すごく値が張ります。だから市町独自でデジタル教科書を全ての子ども達にとというのは、1教科1,500円ぐらいですので9教科だと13,500円です。人数分ですので、とてつもない金額になるものですから、ゆくゆくは多分国が面倒見ていくということになるでしょうけれども、今のデジタル教科書についても、これが見本としてくるかどうかわかりませんが、今後、デジタル教科書も実際に学校現場に入ってくる時期が来るだろうから、単にこの紙媒体の教科書だけではなくて、デジタル教科書としての、学校で使う時のことも考慮した上で、採択の一つの基準として含めたらどうかというご意見だと思いましたが、これは可能かどうかわかりませんが、そんなご意見があったということは、お伝えをしま

	す。他どうですか。よろしいでしょうか。
長谷川主事：	いろいろご意見ありがとうございました。今後の日程について確認させていただきます。本日採択していただいた内容につきまして、尾張西部教科用図書採択地区協議会の事務局の方へ報告するとともに、県教委の方にも報告をいたします。9月上旬には県教委の義務教育課ホームページで、令和4年度使用教科用図書の採択結果教科用図書選定審議会委員名簿、会議録、選定資料が公表されます。なお本日の採択内容は、令和3年8月31日まで非公開とし、9月1日以降は公開といたします。よろしくご配慮お願いいたします。
教育長：	よろしくお願ひします。 続いて、第21号議案の審議に入ります。
教育長：	第21号議案
教育長：	第21号議案「犬山市民展審査会委員の委嘱について」、事務局お願ひします。
山本課長：	この案を提出するのは、犬山市民展審査会委員を委嘱するために必要があるからです。委嘱を予定している委員の名簿が、案として次ページに記載してありますので、ご確認をお願いいたします。今年の市民展は第67回となりまして、10月26日火曜日から11月3日文化の日まで開催されます。委員は全員で19名、1名が新規の方、洋画デザイン部の鎌野保子さんです。委嘱期間は令和3年7月31日から令和4年7月30日まで。女性の比率が37%。委員の役割は、犬山市民展入選作品等の審査を行うことになっております。
教育長：	これにつきまして、ご意見ご質問があればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。特にご異論がないようであります。 では、第21号議案「犬山市民展審査会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員：	異議なし。
教育長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。
教育長：	通信及び請願
教育長：	通信及び請願はありますか。
事務局：	ありません。
教育長：	協議・連絡
教育長：	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願ひします。
山本課長：	今回承認をした後援名義でございますけれども、令和3年6月16日から令和3年7月14日承認分となります。全体8件のうち新規が1件、継続が7件となっております。新規の1件は「第31回愛知県クロリティ選手権大会」ですけれども、主催者が県のクロリティ協会になります。開催日時が令和3年8月22日日曜日の午前10時から3時まで、場所が犬山市民交流センター。内容は、スポーツ輪投げであります

	<p>クオリティーを通じて健全な心を育て、触れ合いや絆を深めるための楽しい場作りの大会とするものでございます。続きまして、中止・延期の連絡を受けた事業でございます。1件ございました。「初夏のつどいin 犬山」、主催者が私学をよくする愛知父母懇談会犬山ブロックでございまして、中止理由は新型コロナウイルス感染症予防のためとなっております。</p>
教育長:	<p>これにつきまして、何かご意見ご質問等がありましたらお伺いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。特にないようでありますので、次へいきます。</p> <p>「令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」、事務局お願いします。</p>
大黒課長:	<p>では、令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定及び不認定についてご報告申し上げます。今回の認定ですけれども、7月6日と19日、2回認定作業をさせていただきまして、15名の追加でございます。一番下の表ですけれども、7月19日に2名とございますけれども、こちらが小学生の2名ですけれども、内数になっていまして、城東小学校の7月6日のところに1名、もう1名が楽田小学校の1年生で2名でございます。合計361名です。</p> <p>今回、認定とその裏面を見ていただきまして、ギガスクール構想の関係で、夏休みに児童生徒の方は端末を持ち帰られました。その関係で就学援助の方にオンライン学習通信費を支給することになりましたのでお知らせします。対象者につきましては、今年の就学援助の認定を受けた保護者であり、夏休み期間中に家庭でオンライン学習を行った児童生徒の方に限ります。支給費目としては、国の基準に合わせまして、月額1,000円とさせていただいております。申請は夏休みが終わった後、いただくことになっております。インターネットを利用するにあたっては、インターネットをまず契約をしなければいけないですけれども、こちらについては、保護者にご負担いただきたいという意向があるので、そのところは補助はせず、使っておられる方について、通信費の補助という形で進めたいと思っております。</p>
教育長:	<p>最初の説明がちょっとわかりにくかったのですが、今回の認定について、申請数2世帯、児童生徒数2名、認定数2世帯、児童生徒2名とありますが、実際には6日と19日を足さなければいけないですね。</p>
大黒課長:	<p>そうですね。すみません。今回の認定について、そのところが19日の表記になっていて申し訳ないです。6日の分が13人ですけど、この表だけでは世帯数がわからないので、後ほどご説明させていただきます。</p>
教育長:	<p>これにつきまして、何かご意見ご質問がおありでしたらお出しをいただきたいと思っております</p>
田中委員:	<p>この月額上限1,000円というのは国の基準とおっしゃいました</p>

	が、就学援助費が月額1,000円、加算されたということになるのですか。
大黒課長:	はい、そうです。
教育長:	他にありますか。
小倉委員:	ちょっとイメージがつきにくいですが、この1,000円の補助というのは、想定としてインターネットというのは、携帯電話で契約をされた部分で1,000円の補助になるというイメージですか。それともプロバイダーに契約をしてという設定ですか。
大黒課長:	今回の場合はインターネットに繋がればいいので、どちらでもいいことにしています。
小倉委員:	インターネットを契約しようと思ったらお金がかかるし、あまりかからないでできるようにといたら、どういうイメージをして1,000円と出てきたのかなと思ったので。
大黒課長:	実際、通信費の部分だけなので、契約の部分は入ってないです。だから繋がっているお家で、お子さんが使うにあたっての通信費がかかるというところの補助ということです。
小倉委員:	それは実際使っているかというのは、アクセスがあるかというチェックをするのですか。
大黒課長:	今回それは、申請書の中で書いていただく形になっています。今回タブレットを持ち帰っていただく時に、ソフトの中で「心の天気」というのを日々やりましょうということになっているので、「心の天気」を毎日アクセスするというのがあるので、それをやっているということであれば、毎日使ったということになります。
教育長:	他にはよろしいですか。特にないようでありますので、次へいきます。 「多子・多胎世帯に対する子育て支援事業について」、事務局お願いします。
上原課長:	本市の少子化対策の取り組みといたしまして、多子・多胎世帯を対象に経済的支援や育児負担の軽減を目的とする子育て支援事業を、今年度より順次進めているところでございます。対象世帯は、第3子以降の子が中学生以下の子どもがいる世帯や、双子以上の子がいる世帯及び妊婦のいる世帯で、妊娠期から中学校を卒業するまでの期間、継続的に支援をしていこうとするものでございます。具体的な子育て支援事業内容につきましては、本日お配りしました資料1枚目のチラシの裏面をご覧ください。上段に多子世帯、下段に多胎世帯、そして、横軸に左から右へ、妊娠期から中学生までのライフステージごとの支援事業を表示しております。一部の事業は本年度より開始をしまして、本格的には令和4年度から全体が開始されていくこととなります。なお事業の対象となる第3子以降の子ども、または双子以上の子どもが市内で保護者と同居し、養育されていることが要件となります。例えば1人目や2人目が結婚している、就職している、施設入所措置されているなどでも子どもの人数

	<p>に含めていきます。今回、対象世帯につきましては、本来であれば、住民基本台帳データで市のほうで抽出できればよいのですが、親子関係、1人目2人目の状況が把握が不可能な状況であることがわかりました。従いまして、対象世帯を把握するため、市内に住民票のある中学生以下のお子様がいる全世帯につきまして、今回お配りしたこの資料3、2枚目以降になります配布しましたチラシ、ご案内、登録申請書を今週末7月30日付で、先ほど申し上げました全世帯に送付させていただき、対象世帯でサービス利用を希望される場合は、申請書を返送いただくようなご案内をさせていただくものです。このデータをもとに対象世帯の把握をしていこうと考えております。</p>
教育長：	<p>犬山市の子育て支援事業の目玉と言ってもいいと思いますけれども、多子・多胎世帯への支援事業ということでありますが、今説明があったとおりでありますけれども、何かご意見ご質問はおありでしょうか。</p>
教育長職務 代理者：	<p>多胎世帯の双子の下に第3子目がいる場合は、3人共になるのでしょうか。</p>
上原課長：	<p>事業内容もいろいろございまして、多胎世帯ですと、家事援助等ヘルパー派遣サービスや妊婦健診受診票の追加交付とか、どちらかという双子さんに対するサービスとしては、そういった0、1、2歳で小さいお子さんを対象としたサービスがほとんどになります。例えば給食費の無償化や保育料の無償化等がありますが、こちらは多子世帯という形になりますので、3人目のお子様はその多子世帯のサービスの対象となります。そういった区分けをさせていただきます。従ってその3人目が対象になるということです。双子さんは、今回この給食費の無料化や保育料の無料化というところでは、サービスの対象としていません。</p>
教育長職務 代理者：	<p>なるほど、サービス内容が違うということですね。わかりました。</p>
上原課長：	<p>サービス毎で対象になる年齢層も変わってきますので、今のそういったご意見、やっぱり見ただけではなかなかわからないということもわかりましたので、ご案内させていただく時には注意したいと思います。</p>
木澤委員：	<p>令和3年度からということで、家事の援助ヘルパー派遣がされるようになっているのですが、どのくらいの実施がされるのですか。家庭支援とはまた違うのでしょうか。</p>
上原課長	<p>家事援助ヘルパー派遣サービスというのは、お子様が3人目の子ですと1歳まで、双子の場合だと1歳半までのいわゆる、例えばお子様の育児の補助という形で事業所をお願いをするのですが、ヘルパーさんが直接おうちに行ってくださいまして、例えば沐浴の補助をしたり、授乳の補助をしたり、あとは家事援助という形で一緒に食事を作ったりとか、そういった形を想定しております。実際今申請も上がってきている状態です。</p>
木澤委員：	<p>それは例えば、お母さんに精神的なものがあつたりとか、そういうご</p>

	<p>家庭でしょうか。それとも、そこまではいってないけども辛いという、自分の経験では、ファミサポに入っていた時にお邪魔したお宅が実はそんな感じで、入らせていただいたのですが。多分にあると思うのですが、その辺はどんなふうにとめられていますか。</p>
上原課長:	<p>こちらの窓口につきましては、一番多いのがやはり保健センターの乳児健診の窓口で、今の保健センターの健康推進課とタイアップしまして、乳児健診のところで利用したいとか、そのお母さんの状況だったりというのが一番把握できますので、そんなところでのやりとりで、こういったサービスもありますよというご案内を保健師の方からさせていただいたりしております。そしてこのサービスにつきましては、精神的な何か手帳を持っていなければいけないとかそういうわけではなく、基本的には、周りにサポートしていただけるようなご親族がおみえにならない方、そういった方についても、やはりヘルパー派遣という形で、ご提供していきたいと考えております。</p>
堀 委員:	<p>確認ですけれども、例えば3人いらして、お2人は結婚して子どもさんは出ていて、家に1人しかいないといっても、その方は対象になるということでしょうか。</p>
上原課長:	<p>はい。委員おっしゃられるとおりです。先ほど申しあげました1人目2人目が結婚している、それから社会人になって就職している。そういった場合でも、3人目であれば、この制度の対象にはなっていないと思います。ただし、保護者が一緒に犬山市に住所があることが大前提となっています。</p>
堀 委員:	<p>もう一つは乳幼児健診等の付き添い支援とありますけれども、等というのは、他にどんなことを想定されていますか。</p>
上原課長:	<p>お買い物、それから病院への通院、こちらにつきましてはファミサポでできない場合はヘルパー派遣の方でも移動支援については、事業所が対応できるということが前提になりますが、そういったことも、ヘルパー派遣の内容の中では入れていきます。</p>
堀 委員:	<p>限度何回というのはあるのですか。</p>
上原課長:	<p>1日4時間、月も限度額を決めております。</p>
田中委員:	<p>先ほどのヘルパーのことで、審査みたいなものがあるわけですね。その時に例えば、祖父母とかその上の世代の方が、市内在住であればとか、同居であるかどうかとかどこが線引きになりますか。あと近隣に住んでいても、関係性の問題というのは多分よくあると思いますけど、お願いできないとか、不安だからとかという場合はどうするのかという、その辺りの線引きとか基準はどのようにやっていくのか、もし今の段階でわかることがあれば、教えてください。</p>
上原課長:	<p>先ほど、近隣にご協力いただけるご親族がいる場合はということで申しあげましたが、なかなか今はおっしゃられたように、いろんな関係性だったりというのが、近くにいっても協力がいただけないケースもあると</p>

	<p>思いますので、その辺りは、このヘルパー派遣の時は、事前に保健師の、時間数をどれだけ使いたいかという聞き取りをまずさせていただいて、その後、事業所を決定して、ヘルパー派遣に繋いでいくわけですが、その聞き取りの中で、必要かどうかというところを見極めていきたいと思えます。決して同居しているからとかしていないからとか、そういった線引きはしないようにはしていきたいと思っております。</p>
教育長:	<p>他どうでしょうか。ないようですので、次へ行きます。 「市有物件売払について」、事務局お願いします。</p>
大黒課長:	<p>それでは、No.4の資料をご覧ください。学校教育課所管の財産の四季の丘の土地につきまして、売払いを行いたいと思っております。四季の丘については、開発当時に教育設備整備寄付金として、現金ではなく土地という形で4筆いただいて、2筆は既に売却しましたけれども、2筆の土地について、今回、土地を金銭に変えて、古くなった学校の施設に使っていききたいということで、広報などでも募集をかけますけれども、インターネットのオークションという形で、売却を実施するものです。こちらですけれども、現状としては、平成13年に寄付を受けた後、看板は立てておりましたけれども、逆に今、草刈の経費が年間8万円ぐらいかかるということで、先ほど申し上げました学校施設の整備に充てたいということで売却をしていきたいと考えております。スケジュールですけれども、9月3日から21日までインターネットオークションの入札の参加申込期間として、まず名前を入れていただいて、10月5日から10月12日に入札の期間として、14日に確定という予定をしております。土地ですけれども、四季の丘4丁目43番地、227.22㎡で、宅地です。鑑定したところ934万円ということで、場所ですけれども、四季の丘の団地の一番奥のところでは貯水池があるかと思うのですがその真下のところです。2筆ございまして、今申し上げた4丁目43番地の方は、手前のほぼ長方形の形です。続いてその奥のところになりますが、4丁目44番地。こちらが253.7㎡で、同じく宅地です。こちらは土地の形が正方ではない形になっているので、平米単価が下がります。土地は広いのですが算定価格としては812万円ということでした。8ページの図面を見ていただくと、先ほどの43番地より1つ東側奥になる形が、こちらの44番地です。2筆足しますと最低価格として1,746万円ということで、こちらで入札をかけていただくよう考えております。</p>
教育長:	<p>現在、市が所有する土地でありますけれども、草が生えて、これを維持する方がお金がかかるということで、これを売却するということが決まをされたわけでありまして。一応担当が学校教育課ということになっておりますので、定例教育委員会の方でも、委員の皆さんにご承認をいただく手続きをとりたいということでありまして。これについて何かご意見ご質問はございませんか。ないようですので、次にいきます。 「8月・9月の行事予定表について」、事務局お願いします。</p>

長谷川主事:	資料No.5、8月・9月の行事予定ですが、特に補足説明はございません。記載のとおりとなっております。
教育長:	特に8月末から9月の頭にかけては、延期をしておりました中学校の修学旅行等が計画されております。東京でのオリンピックが終了した後、この辺り、日本国内がどういう状況になっているかちょっと心配でありますけども、できれば収まりつつあり、無事修学旅行に出かけられるような状況になっているといいなと願っているところあります。とりあえずこんな予定で、8月9月進んでいくということをご了解いただきたいと思っております。これについてご意見ご質問があればお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。特にないようですので次へいきます。 続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見があった。 ・1件1件学校としてはいじめではないかということで、被害者、或いは加害者、本人或いは保護者も含めて、できる限りの対応をいただいているという状況である。これについても大きな問題にならないように、初期対応を誤らずに、適切に対応していくように学校には、指導をして参りたい。
	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。発言はありませんか。
	○夏休み中の児童生徒との連絡について ・夏休みに1人1台端末のタブレットを家に持ち帰って、「心の天気」というのを毎日やるということだが、学校の方で児童生徒がやっているか確認できるか。 ・例えば、いじめや不登校などで心配な児童生徒の家庭の様子をタブレットを使って、遠隔で先生が確認できるような方法や連絡を取る方法を何か考えているか。 ・基本的に「心の天気」で、その日の自分の心の状況を曇りなのか、雷なのか、晴れなのかというような形で、担任が学校でパソコンを見て状況把握して、その心の天気の状態によっては、書き込みをしたりというやり取りもできるが、それだけに頼らず、いじめの案件だとか不登校だとか心配な家庭、児童生徒については、電話連絡、或いは家庭訪問を引き続き行うという校長会での確認をしている。 ○会議録について ・20号議案の議事録について、個人名ではなくて、社会世話人とか、協議会の委員とか会長という形で使われているのが、とってもよかった。とても安心して読ませていただいた。一個人が言ったのではなくて、協議会の委員が言っているんだと捉えられて、すごく議事録としてよかったと感じた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・定例教の会議録は委員のお名前が記してあるが、今のご意見は誰が何を言ったというのも、委員からこういう意見があったという扱いをしてもらえるといいというようにも受けとめないことはないのですが。 ・強くそうではありません。ただその個人が誰が何を言ったということの必要性があって、個人名が書かれているかもしれませんので。 <p>○「いじめ防止に向けて」の資料配布について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸事情があって今日の配布だと思うが、いじめで不登校に繋がっていくように考えることが多いので、経緯や経過がすごく大事だと感じている。事前にいただけるとしばらく自分の中でじっくり考える時間がある。 ・できる限り事前にお送りするようにする。
	そ の 他
教 育 長:	何かありますか。
事 務 局:	1点報告させていただきます。資料はございませんが、5月の定例教で、図書館にもフリーW i F i がありますかというご質問が教育委員の方からございました。その時点では、環境が整っておらず、ありませんとお答えをさせていただいたところですが、今回、小中学校の夏季休暇において、子ども達が学習ツールであるタブレット端末を持ち帰ることとなりましたので、7月17日土曜日から、市立図書館及び楽田ふれあい図書館で、フリーW i F i が利用できるようになっております。子ども達及び保護者には、すでに図書館や小中学校のホームページで周知をさせていただきまして、館内でも使用できる旨をお知らせしておりますので、この場を借りて報告をさせていただきます。
教 育 長:	市役所の中はどうか。
事 務 局:	市役所の中も使えますけれども、総務課に行って申請していただいて、パスワードを入れての利用です。フリーですけど、登録が必要です。
	閉 会
教 育 長:	これもちまして、7月定例教育委員会を終了（11：04）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 8月27日（金）9：30 401会議室